

「防災気象情報」発表時および「避難情報」発令時における対応について

(令和8年6月1日)

令和8年5月29日から新しい防災気象情報が運用されることに伴い、「防災気象情報」発表時および「避難情報」発令時に、生徒の安全を確保するため、次のように対応いたします。なお、判断の時刻は午前6時ですので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

① 『防災気象情報』発表時の対応

午前6時の時点で、倉敷市内のいずれかで次の防災気象情報が発表されている場合は、「臨時休業」(自宅待機)とします。

『防災気象情報』

- ★レベル5 特別警報(河川氾濫、大雨、土砂災害)
- ★レベル4 危険警報(大雨)

「防災気象情報」発表時の**主な変更点**

- ・これまでの「大雨」が「河川氾濫・大雨・土砂災害」に分けられました。
- ・新しい防災気象情報に「危険警報」が新設されました。

② 『避難情報』(高齢者避難・避難指示・緊急安全確保)発令時の対応

① 学校所在地において発令

(1) 午前6時の段階で発令されていた場合

- ・「臨時休業」(自宅待機)とします。

(2) 登校後に発令された場合

- ・ 中学校においては下校を基本とします。状況によっては教員誘導により下校させます。ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断し、緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導します。
- ・ 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておきましょう。

② 在住地もしくは通学路において発令

(1) 「避難情報」が登校前に発令された場合

- ・ 各家庭において保護者の判断により避難行動を行うため、登校園を控えた場合でも欠席(遅刻を含む)扱いとはしません。

(2) 登校前に発令されていたが、授業時間内に解除された場合

- ・ 安全に気をつけて登校させてもよいが、保護者の判断により登校を控えた場合でも欠席(遅刻を含む)扱いとはしません。

(3) 登校後に発令された場合

- ・ 保護者から下校の申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いとはしません。

「避難情報」発令時の**主な変更点**

- ・ 朝6時の時点で学校園の所在地に「高齢者避難」が発令されていた際に、全学校園において自宅待機としています。

※「自宅待機」とは、登校園しないことであり、防災気象情報や避難情報にも留意し、状況により避難するなど、身の安全を確保する必要があります。